

工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、青森市企業局水道部が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、青森市企業局水道部請負工事検査事務処理要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要ないと認めたものについて、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定の内容は、工事の施工状況、目的物の品質等とする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、要綱第4条に規定する検査職員並びに
工事請負契約標準約款第9条に規定する監督員及びその上司（以下「総括又は主任監督員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
2 工事成績の採点は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙1～3）」により行うものとする。
3 評定及び工事成績の採点結果は、「工事成績評定表（別記様式第1）」に記録するものとする。
4 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表（別記様式第2）」によるものとする。
5 評定にあたっては、「出来形及び品質のばらつきの考え方（別紙-4）」及び「施工プロセスのチェックリスト（別紙-5）」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、受注者は任意で実施状況を提出できるものとし、提出があった場合は当該実施状況も考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、検査職員にあつては検査を実施したとき、監督員及び総括又は主任監督員にあつては工事が完成したときにそれぞれ行うものとする。
2 前項の評定終了後、法令遵守等に違反が判明した場合、再度前項の評定を実施しなければならない。

(評定表の提出)

第7条 監督員及び総括又は主任監督員は、工事の完成検査が実施されるまでに、評定を終え評定表を検査職員に提出するものとし、検査職員は、当該評定表に自己の評定を加えて評定点を算出の上評価を定めるものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 管理者は、工事完成検査又は修補完了検査に合格したときは、速やかに工事成績評定通知書(別記様式第3)に項目別評定点(別表1)を添えて、受注者に評定の結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の意見等を聴き、工事成績評定に係る説明書(別記様式第4)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対し再説明を求めることができるものとする。

2 管理者は、前項による再説明を求められたときは、再度、工事成績評定評価委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書(別記様式第5)により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第11条 第8条に規定する評定の結果の通知が終了した工事について、評定の透明性の確保の観点から、青森市企業局水道部のホームページ上に、項目別評定点(別表1)を、第9条に規定する書面による評定内容についての説明請求及び工事成績評定に係る説明書(別記様式第4)による回答があった場合には、これを公表するものとする。

2 前項の公表の期間は、受注者が工事成績評定通知書により通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)経過後速やかに公表するものとし、公表のあった年度の翌年度の末日までの期間とする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。